

START Box 白鬚 稽古場 FAQ

<申請について>

■申請全般について

Q

公開活動実績は、どのようなものが認められますか。

A

舞台芸術分野における公演など、一般に公開して行う活動が該当します。自主・招待、有料・無料、規模の大小は問いません。

なお、配信のみで公開している場合も一般に公開していれば認められます。ただし、配信の状況によっては認められない場合がありますので、アーツカウンシル東京 活動支援課 START Box 担当までお問い合わせください。

Q

公開活動の予定について、まだチラシやウェブサイト等の広報媒体を制作しておらず、証明書類が準備できません。

A

公演内容、期間、場所、出演者等の活動概要が明記された企画書や計画書等で代用可能です。

Q

過去に公開活動の実績があるのですが、申請フォームに添付するチラシ等がないため企画書や計画書等で代用できますか。

A

企画書や計画書等の内部資料では代用できません。公開した実績が客観的に証明できる資料（動画でも可）を添付ください。動画は YouTube 等にアップロードの上、URL と共に活動概要を記載した資料を添付してください。

Q

申請フォーム送信後に、内容に変更・不備があった場合はどのようにしたらよいですか。

A

募集期間内であれば、アーツカウンシル東京 START Box 担当に連絡のうえ、該当する書類を再提出してください。募集期間の終了後は変更・修正はできません。

Q

使用が決定した後で、申請内容を変更できますか。

A

やむを得ない事情が発生し、変更の必要がある場合に限り、変更を認めます。変更を希望する場合は、アーツカウンシル東京 START Box 担当に連絡のうえ、速やかに変更届とともに該当する書類を再提出してください。

なお、選定のために虚偽の申請が行われるなど不正が認められる場合は、使用許可を取り消し、次回以降の申請を受け付けません。また、変更により応募条件を満たさなくなった場合も使用許可を取り消す等の対応をいたしますので、ご承知おきください。

■団体申請について

Q

申請団体名簿にある構成員と利用者の違いは何ですか。

A

通常団体を構成する者を「構成員」、客演・公演テクニカルスタッフ等の通常団体を構成しない者で、利用期間中に稽古場を使用する者を「利用者」と定めています。

Q

「名簿に記載された者以外の使用・入室は原則認められない」とありますが、公演のために急遽、記載以外の者の入室が必要な場合はどうしたら良いでしょうか。

A

客観的に必要であると判断できる場合は、事前に入室時間、氏名、連絡先、役割等を連絡いただければ許可いたします。その場合でも申請書類に記載された者の在室が必要です。

Q

団体名簿の＜団体の構成員＞や＜本申請における稽古場利用者＞欄に、利用する”可能性がある”者を記載して良いですか。

A

可能性が高い場合はご記載ください。また、利用する可能性がない者や、団体との十分な関係性がない者を記載する等、内容に不正が認められる場合は、使用許可を取り消し、次回以降の申請を受け付けませんのでご承知おきください。

Q

申請団体名簿の＜本申請における稽古場利用者＞欄にある申請団体との関わりには、何を記入すれば良いですか。

A

団体と利用者の関係性を、客観的に示す事柄をご記入ください（例：次回公演への出演者）

なお、虚偽の記載をする等、内容に不正が認められる場合は、使用許可を取り消し、次回以降の申請を受け付けませんのでご承知おきください。

Q

「原則、団体の構成員及び利用者の全員がチラシやウェブサイト等の広報媒体に記載されることが必要」とありますが、チラシ等に載らない役割がいる場合はどうしたら良いですか。

A

法人団体の役員やサポート・事務的な役割等、広報媒体に記載されない理由が客観的に認められる場合は、例外となります。「役割」欄にそのことが明確に分かるようにご記載ください。

Q

公開活動実績がある場合に「構成員及び稽古場利用者の半数以上」を「団体の代表者」と読み替えることができる、とはどのような意味ですか。

A

過去3年間に団体の公開活動実績がある場合は、募集要項の「構成員及び稽古場利用者の半数以上」が必要な項目について「団体の代表者」のみが該当すれば応募が可能となります。例えば、団体の代表者が満18歳以上40歳程度であれば、構成員及び利用者の半数以上が満18歳以上40歳程度でなくても、応募資格を満たすことができます。団体の公開活動実績がある場合に限定されますので、必ず活動実績を証明するチラシ等の書類を申請フォームに添付してください。

Q

使用計画書の公開活動の予定は、構成員や稽古場利用者が申請団体以外で活動する予定も記載して良いですか。

A

申請団体による予定のみをご記載ください。なお、過去3年間に公開活動実績がある団体については、都内の活動に限りません。

※「都内の活動の予定」を条件とする場合、対象となる予定の記載が必須です。

Q

申請団体の構成員が、個人や、別団体の代表者として申請してもよいですか。

A

問題ありません。別途、申請フォームにて書類を添付し、申請ください。

<利用について>

Q

駐車・駐輪スペースはありますか。

A

駐車・駐輪場はありません。近隣のコインパーキング等をご利用ください。

Q

搬出入の際に車両を横付けすることはできますか。

A

区画前の一時停車スペースで荷下ろしはできますが、いかなる場合も駐車はできません。また、施設前の墨堤通りも、駐車禁止です。搬出入は10時～20時までの間のみとなります。搬出入の際は稽古場外に荷物等を置かず、稽古場内から作業を行ってください。

Q

使用可能時間を教えてください。

A

10時～22時となります。なお、【音出しや搬出入は20時までとなります。】22時に完全退出となりますのでご注意ください。また、施設付近の路上で滞留しての談笑、談話、ミーティング等は厳禁です。

Q

区画内は防音仕様ですか。

A

防音材を貼っていますが、完全防音ではありません。

当施設は都営住宅の敷地内に所在しており、施設の利用に際し、近隣住民等から騒音に関する苦情が寄せられた場合は、施設利用に伴い発生する音の低減をお願いする可能性があります。ご承知おきください。

Q

楽器の使用は可能ですか。

A

区画内は完全防音ではないため、金管楽器や増幅器を介した電子楽器、太鼓・ドラムのような振動を発する打楽器等の演奏はできません。

また、当施設は都営住宅の敷地内に所在しており、施設の利用に際し、近隣住民等から騒音に関する苦情が寄せられた場合は、施設利用に伴い発生する音の低減をお願いする可能性があります。ご承知おきください。

Q

大道具を床に釘で固定することは可能ですか。

A

区画①・②は釘を使用した固定が可能です。区画③・④は釘打ち等のリノリウムを損傷させる方法で固定することはできません。

Q

区画付近の屋外を利用した稽古をしたいのですが、可能ですか。

A

屋外は近隣の迷惑となるため、稽古はできません。打ち合わせ等の行為も同様です。区画内をご利用ください。

Q

作業場ではどんなことができますか。

A

小道具、衣装等の製作が可能です。工具等をご持参ください。その他、家庭用ミシンの貸し出しが可能です。なお、工具等を使用して音がでる作業は20時までとします。

Q

交流スペースは使用できますか。

A

稽古場利用者も交流スペースの利用が可能です。ただし、長時間の打ち合わせ等で占有する行為はご遠慮ください。

Q

稽古場や作業場内での飲食は可能ですか。

A

稽古場及び作業場について、飲み物の持ち込みは可能ですが、食事はできません。交流スペースは飲食可能です。

Q

貸出物品を教えてください。

A

プロジェクター、プロジェクター台、スクリーン、姿見、ホワイトボード、バレーバー（持ち運び用）、電工ドラム等があります。数に限りがありますので、使用当日に時間単位で貸し出しますが、予約はできません。貸出方法の詳細は使用承認後にお伝えします。（運用方法は予告なく変更になる場合があります）

Q

利用期間中、荷物等を置いておいてもよいですか。

A

期間中、自身の区画内であれば可能です。屋外、作業場・交流スペースに置くことは厳禁です。